

茨城工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則

〔平成13年4月1日
制 定〕

(目的)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第47条第4項及び第49条の規定に基づき、専攻科における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 専攻科の授業は、50分を標準とする。

2 授業は講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもつて1単位とする。

(2) 実験及び実習については、45時間の授業をもつて1単位とする。

(履修方法)

第4条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、年度当初に別に定める「選択科目履修届」を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(指導教員)

第5条 専攻科の学生は、各コースの指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試験)

第6条 試験は、定期試験及び追試験並びに再試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に該当する理由により、定期試験を受験することができなかつた者で、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(1) 病気（医師の診断書を要する。）

(2) 忌引

(3) その他やむを得ない理由があると校長が認めた場合

4 各科目のシラバスの評価方法に基づいた各学期の成績が不合格となった者には、再試験を行うことができる。

5 再試験の実施については別に定める。

(成績の評価)

第7条 成績は、授業科目ごとに第6条に規定する試験の成績、その他を総合して評点で評価する。

2 成績の評語及び評点は、次の区分による。ただし、グローバル特別研修及び特別学修については合格又は不合格とする。

評価		100～90	89～80	79～70	69～60	59～ 0
評語	(ア)	特優	優	良	可	不可
	(イ)	AA	A	B	C	D

3 特別研究は、前項の区分による。

4 実務研修は、研修機関等が証明する「インターンシップ実施証明書」の5段階評価に基づき次の区分による。

5段階評価	5 非常に良い	4 良い	3 普通	2 悪い	1 非常に悪い
評点	100	85	70	55	40

5 本人及び保護者に対して成績を通知する場合は、評語（ア）を、校外に成績を証明する場合は、評語（ア）又は（イ）をもって行う。ただし、特に要求のある場合は評価をもって通知することができる。

(単位の認定)

第8条 前条の規定に基づき、評語が特優、優、良及び可のものについては単位を認定する。

2 当該科目の年間授業時数の10分の3を超えて欠席した科目については、原則として当該科目を未修得とする。ただし、遅刻及び早退は、欠課0.5時間として取り扱う。

(特別学修の単位の認定等)

第9条 特別学修の単位(特別学修単位)の認定及び茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)で修得すべき科目とみなす単位(振替単位)の認定については、別に定める。

(修了に必要な単位等)

第10条 専攻科の修了の認定は、専攻科委員会の議を経て、専任教員で組織する修了認定会議に付し、校長が行う。

2 修了の認定に当たっては、授業科目の履修状況及び学則別表第3に定める科目を履修し、所定の単位を修得することを基準とする。

3 専攻科の修了に必要な修得単位数は、62単位以上とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年7月16日から施行し、平成15年度以降の入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年8月2日から施行する。

2 学則別表第3中「平成19年度以降入学生に係る教育課程」の「現代英語Ⅰ」備考欄に規定するTOEICスコアについては、400点以上とする。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。